

建築基準法第42条第2項の規定による道路の新規指定について（お知らせ）

日頃から、当市の建築行政についてご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当市における建築基準法第42条第2項の道路について、下記のとおり新規に指定しましたのでお知らせいたします。

つきましては、関係者等にご周知いただくとともに、ご不明な点等についてはお問い合わせいただきますようよろしくお願いいたします。

業務多忙の折誠に恐縮ではございますが、何卒ご対応いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 指定道路の種類 : 建築基準法第42条第2項の規定による道路
- 2 指定路線数 : 182路線（全て公道）
- 3 指定年月日 : 令和4年4月14日
- 4 周知理由 : 接道要件を満たす敷地において、後退義務のない4m未満の公道にも接する場合、その公道が建築基準法第42条第2項の規定による道路に指定されたことにより後退義務が発生する恐れがあるため。
- 5 指定道路の位置 : 指定路線数が多数のため、建築計画が4の周知理由の条件に該当する場合は、個別にお問い合わせいただきますようお願いいたします。
なお、建築基準法第43条第2項第1号の認定、又は第43条第2項第2号の許可を受けたものについては、お問い合わせの必要はありません。